

「日本は憲法 9 条を守るべきか・改正するべきか」

資料 1	前文と第 9 条	資料 2	第 9 条の改正案						
<p>憲法前文</p> <ul style="list-style-type: none"> 再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意 恒久平和を念願 平和のうちに生存する権利を有する <p>憲法第 9 条</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 項・戦争の放棄</td> <td rowspan="2">紛争を解決する手段として</td> </tr> <tr> <td>・武力行使の放棄 ・武力威嚇の放棄</td> </tr> <tr> <td>第 2 項・陸海空軍, その他 の戦力の不保持</td> <td rowspan="2">第 1 項の目的を達成するために</td> </tr> <tr> <td>・交戦権の否認</td> </tr> </table>		第 1 項・戦争の放棄	紛争を解決する手段として	・武力行使の放棄 ・武力威嚇の放棄	第 2 項・陸海空軍, その他 の戦力の不保持	第 1 項の目的を達成するために	・交戦権の否認	<ul style="list-style-type: none"> 第 9 条の 1 項は改正なし。 <p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の安全を確保するため, 自衛軍を保持する。国会の承認に従う。 国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して, 緊急事態における公の秩序を維持し, 国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別的及び集団的自衛権の行使の範囲 集団的安全保障・地域的安全保障における軍事的制裁措置への参加の範囲 国際的平和維持協力活動への参加の範囲 以上のことのルールづくりが課題である。 	
第 1 項・戦争の放棄	紛争を解決する手段として								
・武力行使の放棄 ・武力威嚇の放棄									
第 2 項・陸海空軍, その他 の戦力の不保持	第 1 項の目的を達成するために								
・交戦権の否認									

資料 3	日本の防衛費	資料 4	憲法改正をめぐる世論の変化
<p>最新公民資料 P 35 の 3 のグラフ</p> <p>1976 年, 政府は周辺諸国に配慮し, 防衛費増大の歯止めとして, 「GNP 1% 枠」を決定した。しかし, その後も防衛費予算は伸び, 1987 年には, ついに 1% を突破した。</p>		<p>各国の憲法改正状況</p> <ul style="list-style-type: none"> アメリカ 18 回・イタリア 14 回・ドイツ 51 回 フランス 18 回・中国 3 回・日本 0 回 	

資料 5	だから, 守るべきだ	資料 6	だから, 改正すべきだ
<p>日本国憲法前文と第 9 条では, 平和主義の立場をとっている。時代によって解釈に差が見られ, 今日では, 防衛力は認められると考えられている。また, 日本は唯一の原爆被害を受けた国であり, 非核三原則を堅持し, 核兵器廃絶に向けた取り組みを行っている。</p> <p>平和憲法は, 日本が世界に誇るべきもの。第 9 条を変えると, 武力は使わないという鉄則がくずれる。戦争で日本から被害を受けたアジアの国々も心配をする。今でも自衛隊の活動は, 世界から評価されているし, 平和憲法に基づく, 日本らしい活動をしていくべきである。</p>		<p>日本国憲法ができた時は戦後復興の時期であり, 自衛隊は存在せず, 国際貢献で海外に派遣されることなど考えられていなかった。現実と憲法を合わせるべきである。自衛隊の存在を明確にし, 国際社会で日本がしっかりと役割を果たしていけるようにするべきである。</p> <p>時代の変化とともに, 自衛隊の役割も国民生活に結びつくものとなってきている。災害や地震など, 人々の命や財産の保護が必要とされる場合, 救済のために自衛隊の出動が求められる。また, 解釈によって意味付けが変化しないよう, 第 9 条を改正すべきである。</p>	

憲法第9条 「戦争の放棄，戦力及び交戦権の否認」

日本国民は，正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し，国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを放棄する。
 前項の目的を達成するため，陸海空軍その他の戦力は，これを保持しない。国の交戦権は，これを認めない。

自衛隊に対する見解

- ・ 吉田首相（1946年6月28日）
「正当防衛，国家の防衛による戦争を認めるということは，戦争を誘発する有害な考え方である。」
- ・ 吉田首相（1950年7月20日）
「警察予備隊の目的は，全く治安維持にある。それが国連加入の条件であるとか，用意であるとか，再軍備の目的であるとかは，全て当たらない。日本の治安をいかにして維持するかというところにその目的があるのであり，従ってそれは軍隊ではない。」
- ・ 吉田首相（1951年1月26日）
「日本の安全は日本の手で守る権利があり，義務がある。自衛力の中には，むしろ軍隊が含まれる。」
（9月日米安全保障条約調印に向けて）
- ・ 田中内閣統一見解（1972年11月13日）
「第9条2項が保持を禁じている戦力とは，自衛のための最小限度を超える実力組織をいうのであって，それ以下の実力の保持は，同条項によって禁じられていない。この見解は，年来，政府の一貫している姿勢である。」
- ・ 中曽根首相（1983年2月）
「日本が憲法に応じ，国力情勢に応じ，防衛力を維持し，世界に対し局地的に脆弱な所をつくらないことが，国際的な孤立を防ぐ要件だ。」

世界の憲法

- ・ コスタリカの平和憲法（1949年）
世界には日本のほかに，平和主義を憲法にうたっている国がある。特にコスタリカは軍隊を持たない国で，1983年には，永久的非武装・中立宣言を行った。同時に紛争の多い中米にあって，比較的安定した政情を保ってきた。
第12条：恒常的組織として軍を禁止する。警備並びに公安の維持のために必要な警察力は保持する。
米大陸の協定により，あるいは国の防衛のためにのみ軍隊を組織できる。
- ・ イタリア共和国憲法（1947年）
第11条：イタリア国は，他国民の自由を侵害する手段として，および国際紛争を解決する方法としての戦争を否認・・・
- ・ ドイツ連邦共和国基本法
第26条： 諸国民の平和的共同生活を妨害するおそれがあり，かつ，このような意図でなされた・・・

予想される社会像

守 る	<p>どんな社会をめざすか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心できる社会 ・ 平和を守る社会 ・ 武力をもたない社会 ・ 戦争がない社会 	改 正	<p>どんな社会をめざすか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際貢献ができる社会 ・ 武力をもっていることで安心できる社会
---	--	---	--